

政令第百九十二号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第四十三条の三第一項、第六十二条の十、第六十七条、第六十七条の二第一項第二号及び第六十八条第二項の規定並びに関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第一項、第八条の二第二項及び第八条の六第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の三第三項及び第五十一条の十二第三項中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第五十九条の三中「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る。

第六十一条第一項第二号中「（第四項）」を「（第六項）」に改め、「（同項において「マレーシア協定」という。）」、「（同項において「チリ協定」という。）」、「（同項において「タイ協定」という。）」

、「及び同項」及び「（同項において「ブルネイ協定」という。）」を削り、「又は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（同項において「フィリピン協定」という。）」を「経済

上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定又は日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」に改め、同号イ中「我が国以外の」及び「（以下この号及び第四項において「締約国」という。）」を削り、「証明した原産地証明書」を「証明した書類」に改め、同号口中「その原産地である締約国」を「経済連携協定の我が国以外の締約国（当該締約国の関税に関する法令が施行されている当該締約国以外の国を含む。以下この号において「締約国」という。）」に改め、「地域（以下この号」の下に「及び第七項」を加え、同条第三項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 シンガポール協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受ける貨物について発給される締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物をシンガポールから送り出した際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内）に発給したものでなければならない。

第二条 関税法施行令の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「又は日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協

定」を「、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定又は経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」に改める。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

十 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定

第四条 関税暫定措置法施行令の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

十一 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定

第二十五条第二項第三号中「又は第九号」を「、第九号又は第十一号」に、「又は第一一二号」を「、

第一一二号又は第一一九号」に改める。

(経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正)

第五条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成十七年政令第三十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条第一項中「割当て」の下に「（以下「一項割当て」という。）」を加え、「締約相手国（）」を削り、「我が国以外の締約国をいう。以下同じ。）を原産地とする」を「規定により一項割当ての対象となる」に、「締約相手国を原産地とする」を「経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる」に改め、同条第二項中「割当て」の下に「（以下「二項割当て」という。）」を加え、「締約相手国を原産地とする」を「経済連携協定の規定により二項割当ての対象となる」に改め、同条第三項中「物品の原産地である締約相手国」を「輸出国証明書（経済連携協定の我が国以外の締約国」に改め、「証明書」の下に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四項中「前項の証明書は、当該締約相手国において同項の証明書」を「輸出国証明書は、前項に規定する締約国において輸出国証明書」に改め、同条第五項中「締約相手国を原産地とする」を「経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる」に、「第一項の割当て」を「一項割当て」に改め、同条第六項中「締約相手国を原産地とする」を「経済連携協定の規定により二項割当ての対象となる」に、「第三項の証明書」を「輸出国証明書」に、「第二項の割当て」を「二項割当て」に改め、同条第七項中「前二項の割当て」を「一項割当て及び二項割当て」に改め、同条第八項ただ

し書中「締約相手国を原産地とする」を「経済連携協定の規定により一項目割当ての対象となる」に改め、同条第九項中「第一項及び第二項の割当て」を「一項目割当て及び二項目割当て」に改める。

別表第一の中欄中「締約相手国」を「経済連携協定」に、「メキシコ」を「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「メキシコ協定」という。）」に、「チリ」を「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（以下「チリ協定」という。）」に、「タイ」を「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（以下「タイ協定」という。）」に、「インドネシア」を「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「インドネシア協定」という。）」に、「フィリピン」を「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に改め、同表に次のように加える。

六	日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び	<p>(一) 関税率表第四六・九号に掲げる物品のうちスイス協定附属書一の付録一の別添一の特許天然チーズの表に掲げる天然チーズ</p> <p>(二) 関税率表第一七四・九号の二に掲げる物品のうちキャンディ</p>
---	----------------------	---

	経済上の連携に関する協定（以下「スイス協定」という。）	
		<p>Ⅰ類及びキャラメル以外のもの</p> <p>（三） 関税率表第一八 六・二 号の二の(二)に掲げる物品</p> <p>（四） 関税率表第一八 六・三一号、第一八 六・三二号の一及び第一八 六・九 号の一に掲げる物品</p> <p>（五） 関税率表第二一 六・九 号の一の(一)に掲げる物品のうちチーズ、ワイン及び他の成分（でん粉の含有量が全重量の三%以下のものに限る。）から成り、チーズの含有量が全重量の五 %以上であり、かつ、アルコール飲料の含有量が全重量の二 %以上のものうち、小売用の容器入りにしたもの（容器とも一つの重量が ．九 キログラム以下のものに限る。）</p>

別表第二の上欄中「締約相手国」を「経済連携協定」に、「メキシコ」を「メキシコ協定」に改める。

別表第三の中欄中「締約相手国」を「経済連携協定」に、「メキシコ」を「メキシコ協定」に、「マレーシア」を「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」に、「チリ」を「チリ協

定」に、「タイ」を「タイ協定」に、「インドネシア」を「インドネシア協定」に改め、同表に次のよう
 に加える。

六	スイス協定	関税率表第 一一・一一 号に掲げる物品
---	-------	---------------------

別表第四の上欄中「締約相手国」を「経済連携協定」に、「メキシコ」を「メキシコ協定」に改める。
 第六条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

七	経済上の連 携に関する 日本国とベ トナム社会 主義共和国 との間の協 定	関税率表第 四九・ 号に掲げる物品
---	---	-------------------

附 則

この政令は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。